

大竹・栗谷線バスにおける一般乗合旅客自動車運送事業
に係る事業計画変更の届出（停留所の移設）について

1 案の要旨

大竹・栗谷線バスについて、一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更の届出（停留所の移設）を行う。

2 案の理由

バス停留所における安全性確保のため、大竹・栗谷線バスの大栗林バス停留所について、別紙3のとおり移設するものである。

3 変更内容

別紙3のとおり

なお、運行便数、運行ダイヤ及び運賃について変更はない。

4 実施予定日

令和5年7月下旬

5 その他

停留所の変更等については、市ホームページ、バス車内及びバス停にてお知らせを掲載し、周知を行う。

【移設前】



【移設後】



出典:Google